

2004年12月15日

財 務 大 臣
谷 垣 禎 一 殿

全国大学高専教職員組合

中央執行委員長 関本 英太郎

国立大学の学生納付金据え置きを求める要望書

このことについて、財務省は、従来、隔年毎に国立大学の学生納付金が改定されてきたこと等を理由として、国立大学法人の学生納付金の引き上げを文部科学省に求めているとされています。

学生納付金については、国立大学法人法成立時の国会での附帯決議において、「学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料減免制度の充実、独自の奨学金の創設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推奨、支援すること。」（2003年7月8日参議院文教科学委員会）とし、教育の機会均等の立場から安易な学生交付金の引き上げを強く戒めています。また、欧米諸国では、学生納付金について、実質的に無償あるいは低廉なものとしています。

私たちは、こうした観点から下記について緊急の要望を行うものです。

記

経済状況によって学生の進学機会を奪うことのないよう、国立大学学生納付金の引き上げを行わないこと。